平成２４年（フ）第１６４号
佐賀県佐賀市川副町大字大詫間790番地第２
債務者　高橋くりよ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
佐賀県佐賀市高木瀬西５丁目13番15号
債務者　野口　　敦
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
佐賀県佐賀市兵庫南４丁目21番15号
債務者　川﨑　壽郎
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
青森県弘前市大字松原西２丁目１番地７　パレシュワーヴ103号
債務者　高嶋　美子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３８５号
北九州市小倉北区弁天町４番22―501号
債務者　倉橋　　煇
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９２号
青森県上北郡野辺地町字石神裏17番地９
債務者　五十嵐キミ子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
青森市八ツ役芦谷273―15　ＴＡＰシリーズ問屋町Ⅱ107号室、住民票上の住所青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺36番地
債務者　張山　浩一
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
青森市旭町２丁目13―35　あけぼの荘２号、住民票上の住所青森市旭町２丁目13番36号
債務者　織田　信栄
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目１番３号
債務者　松崎　政義
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２１１号
名古屋市千種区春岡１丁目19番５号　シャトーレノグチ404号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目20番10号　グランアベニュー栄719号
債務者　稲垣　元介
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２３号
北海道千歳市豊里３丁目10番11号
債務者　山内　雄太
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３０号
北海道石狩市花川北４条２丁目227番地
債務者　石山　寿昭
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２１号
北海道千歳市寿２丁目８番５号畑澤方、住民票上の住所北海道千歳市弥生３丁目21番３号
債務者　佐々木敏彦
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６２号
札幌市清田区清田２条３丁目10番46―103号
債務者　金子　克仁
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９７号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番30―310号
債務者　佐藤順幸こと　權　　順幸
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０７号
札幌市白石区東札幌５条４丁目２番32―903号
債務者　糀田みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部